

令和5年6月玉川村議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和5年6月13日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について（委員会付託）

出席議員（12名）

1番	大 羅 将 君	2番	佐久間 安 裕 君
3番	小 針 竹千代 君	4番	石 井 清 勝 君
5番	渡 邊 一 雄 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	大和田 宏 君	8番	飯 島 三 郎 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	塩 澤 重 男 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	大 越 健 一	主 事	大 野 恵 美
会計年度任用	須 藤 智 恵 子		

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	教 育 長	岡 崎 寛 人 君
総 務 課 長	須 田 潤 一 君	企画政策課長	小 針 武 彦 君
住民税務課長 兼会計管理者	車 田 ヨシ子 君	健康福祉課長	曲 山 知 賀 子 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩 田 敦 君	地域整備課長	高 林 浅 輝 君
教 育 課 長	坂 本 敬 君	公 民 館 長	小 針 達 夫 君
遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君		

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 定足数に達していますので、令和5年6月玉川村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

6番 小林 徳 清 君

7番 大和田 宏 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの3日間に決定いたしました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 皆さん、おはようございます。

私にとりまして、村長就任後初めての議会になります。議員の皆様、傍聴席の皆様、職員の皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日ここに、令和5年度玉川村議会6月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに何かとご多忙の中、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

また、本日は、傍聴にも多くの方々にお越しいただき、大変ありがたく、感謝をしております。

ただいま、議員在職20年で県町村議会議長会の特別功労者として表彰されました須藤利夫議長、また、議員在職11年で自治功労者として表彰されました塩澤重男副議長及び小林徳清議員並びに渡邊一雄議員におかれましては、長年にわたる自治進展のためのご功績が認められ、栄えある表彰を受賞されましたことに、心からのお祝いとお喜びを申し上げます。誠にめでとうございます。今後も、村政進展のために引き続きご尽力賜わりますようお願い申し上げます。

本6月定例会に当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、提案理由についてご説明をいたしますが、それに先立ち、村長就任に伴い、所信の一端を申し上げ、皆様方にご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

このたびの村長選挙におきまして、多くの村民の皆様のご支持を賜り、4月30日に第8代

玉川村長に就任いたしました。村民の皆様方の期待が込められた当選証書は本当に重く、改めまして、村政運営を担わせていただくことに、そして、村長という重責に、気持ちを新たに、身の引き締まる思いでございます。村民の皆様方の期待に応え、村のさらなる発展に向けて全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様並びに職員のご協力とご尽力を賜り、さらには、村民の皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

私は、今回の選挙において、時代とともに進化し、選ばれる、選んでいただける村づくりをコンセプトに、村民の皆様が安全に安心して快適に暮らせる生活環境、質の高い行政サービスを提供していくこと、そして、生まれてよかった、住んでよかった、選んでよかったとお一人お一人が満足し、誇りの持てる、魅力ある、活力ある、元気で豊かな玉川村を、村民の皆様の声やご意見をお聴きしながら、村民の皆様と一緒につくっていくことを訴えてまいりました。

玉川村には、豊かな自然、優れた文化、歴史、風土、食など、魅力がございます。人間性も豊かで、伸び代が大きく、可能性を秘め、ポテンシャルも高い、すばらしい村でございます。しっかりと未来を、将来を見据え、村民の皆様と一緒に村づくりを進めてまいります。

今回の選挙で村民の皆様方にお約束させていただきました具体的な取組と、その実現に向けての挑戦について申し上げます。

第1に、人口減少及び少子高齢化問題への取組についてであります。

社会全体の構造的課題でもございます人口減少及び少子高齢化問題につきましては、これまでも村の最重要施策として位置づけ、人口流出抑制や移住・定住につながる交流人口、関係人口の拡大に向けた取組、さらには、子供・子育て支援や住民福祉向上のための施策について推進してまいりました。

人口減少問題につきましては、仕事、住居、教育、医療、子育て支援、高齢者支援の充実や生活インフラの整備など、総合政策として取り組む必要があり、将来を見据えた対応が必須となっておりますので、令和2年度からの5年間で第2期とする玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しなども検討しながら、デジタル田園都市国家構想関連事業を中心とした、地方創生のための積極的な取組や、民間事業者等との協働、連携による事業展開を推進してまいります。

令和3年度からは、移住施策の一端を担う交流人口と関係人口の拡大に向け、旧須釜中学校を活用した、職、住、遊、学の複合的機能を兼ね備えた交流拠点であるすがまプラザ交流

センターを設置し、テレワークに対応したコワーキングスペースや、民間事業者が入居するオフィススペース、須釜行政センターなど、多くの方々が利用する施設として生まれ変わりました。

また、旧須釜中学校グラウンドを活用した住宅地の整備も進めており、移住者の受皿として活用してまいります。

村にビジネスや観光で訪れる方を増やし、様々な体験を通して地域を知っていただきながら、田舎暮らしのよさや人の温かさなどを感じてもらうことで、玉川村のファンづくりの取組を引き続き強化し、大胆で斬新な発想で、本村ならではの施策を進取果敢に展開し、選ばれる村づくりを目指してまいります。

第2に、子育て支援の充実についてであります。

子育て支援につきましては、保健センター内に開設している子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期の様々なニーズに対し、専門職が切れ目のない総合的な相談支援を実施しており、これまでに、子育て世代が利用しやすい情報発信手段として、子育てアプリの導入など、相談支援体制の強化を図っております。

また、女性から見たまちづくり研究会を通して、実際に子育てをしていく上での課題等についてもしっかり把握し、対応していくこととしております。

今年度も、子育て世代が地域で孤立することなく、必要なときに必要な支援を受けることができるよう、子育て世代包括支援センターにおける相談支援や、村が独自に実施しているたまかわっ子誕生祝金やたまかわっ子子育て支援給付金の支給など、経済的な支援も含め、引き続き、安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

第3に、健康医療、高齢者福祉による健康寿命の延伸についてであります。

単に平均寿命を延ばすだけでなく、高齢者が健康で元気に、生きがいと誇りを持って、楽しく暮らせる取組が必要となります。

まず、健康づくりにつきましては、継続して特定健診やがん検診の受診率向上に取り組み、疾病の早期発見や早期治療に努め、健康寿命の延伸を図ってまいります。

健康の駅たまかわにつきましては、健康づくりの拠点施設として広く認知されるようになり、村内外からの多くの方に利用いただいております。昨年度からは、一人一人の健康状態や目的に合わせたサポートを充実させるため、専門職を配置するなど、指導體制を強化しており、年代や性別を問わず、様々な方が自分に合った健康づくりや体力づくりに取り組むことができるよう、引き続き、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

また、事業開始から6年目となるウォーキングポイント事業につきましては、参加者も徐々に増加しており、今後も、新規の認定ウォーキングコースの設定や、ポイントを獲得しやすい仕組みづくり、積極的な事業の周知により、さらなる参加者の拡大を図りながら、継続して健康づくりと地域振興に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、年々、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、地域で支え合う福祉の推進がますます重要となっております。高齢者が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができるよう、民生委員協議会など、関係機関と連携し、高齢者の生活を支える仕組みづくりを推進してまいります。

村内各地域において住民自らが運営している健康サロンについては、現在、19か所のサロンが設置されておりますが、高齢者が身近な場所で健康づくりや介護予防活動に取り組めるよう、活動に対する支援を継続してまいります。

また、後期高齢者や虚弱な高齢者も気軽に集える小規模サロンの立ち上げを推進し、誰でも気軽に参加できるよう、事業の充実を図ってまいります。

生活支援体制整備事業協議体もちもたの会による、高齢者の日常生活を支える地域助け合い活動の取組については、ボランティア組織の立ち上げから2年目となり、その活動が徐々に認知されつつありますので、今後も積極的に住民に周知し、多くの村民の皆さんがこの活動に参加することにより、地域に根づいた活動となり、利用拡大につながるよう、引き続き取組を支援してまいります。

全ての村民が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、子育て世帯、高齢者、障害者などに対するきめ細やかな保健福祉サービスの提供に努めるとともに、さらなる高齢化により、住民生活の基盤として地域の重要性が一層高まる中、住民相互の支え合いや助け合いの意識の高揚を図りながら、地域共生社会の実現と地域福祉の推進に努めてまいります。

また、今年度から、個人が身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活、生活の質を向上させる、いわゆる高齢者等QOL向上サービス実証事業として、御用聞き事業及び移動販売事業を開始いたしました。高齢による生活動作の衰えにより免許を返納された方や、障害などにより日常生活に不便を来す方への支援を実施し、移動や買物等の日常生活を支援し、生活の質の向上を目指してまいります。

さらに、一般の方々がご利用される地域公共交通につきましても、今後、関係機関との協議を重ねながら、様々な実証事業を展開し、高齢化社会における、玉川村における最もふさ

わしい地域公共交通への対応を検討してまいりたいと考えております。

第4に、デジタルを活用した、より利便性の高い暮らしの構築についてであります。

変化の激しい社会情勢に対応するため、引き続きマイナンバーカードの普及促進に努めるほか、国のデジタル田園都市国家構想に基づく社会変革への取組として、地域のデジタル化についての取組を推進してまいります。

まず、マイナンバーカードの普及促進についてであります。本村におけますマイナンバーカードの交付率は、5月末日現在で75.2%となり、国・県の交付率を上回っております。

また、デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードを活用し、行政手続が簡略化されるぴったりサービスにより、今年度から、26項目の手続についてオンラインでの申請が可能となっております。

さらに、戸籍、住民票等のコンビニ交付についても、本村においては、令和4年度の1年間で580件を超える利用があり、今後も様々な場面での活用が検討されております。

引き続き、未申請の方に対して、カードの取得に向けて、個別に働きかけるなど、さらなるマイナンバーカードの普及と推進に努め、村民の生活がより便利で快適になるよう努めてまいります。

なお、今般、マイナンバーカードの活用に当たり、住民票等のコンビニ交付での誤交付や公金受取口座の誤登録などの事案が報道され、ご心配をおかけしておりますが、本村におきましては、現在のところ、対象となる事案は確認されておりませんが、デジタル庁で示す自治体向け操作マニュアルの徹底とチェック体制を強化し、適正に対応してまいります。

次に、地域のデジタル化についての各種取組についてであります。昨年度も実施し、全国からも多くの注目を集めた手ぶらキャッシュレス事業について、規模を拡大しながら、引き続き取り組んでまいります。

また、村内の小学生を対象としたプログラミング教室や、中学校の部活動で活用できるスポーツフォームチェック、さらには、たまかわ元気スポーツクラブ等で活躍している方々を対象とした健康フィジカルチェックを実施し、デジタルを目に見える形で活用しながら、より身近なものとして親しんでいただけるようにしてまいりたいと考えております。

さらに、広報、広聴活動につきましても、村ホームページ、SNS等を用いて、村を紹介するPR動画などをウェブ配信し、村内外を問わず、多くの方々が必要とする情報を迅速で分かりやすく提供してまいります。

特に、デジタルにあまり親しみのない方が感じている、いわゆるデジタルの壁を取り除き

ながら、SDGsの目標でもある誰一人取り残さない社会の実現に向けて、デジタルによる社会変革を目指してまいります。

第5に、原油価格・物価高騰等の影響による社会的・経済的対策についてであります。

ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー、食料品等の価格上昇が続いており、いまだ収まる気配がありません。

また、電力各社は、大半の一般家庭が契約する電気料金の規制料金の値上げについて経済産業省に申請し、東北電力管内における電気料金は、6月1日から、平均で25.47%値上げとなりました。標準的な家庭がモデルとなる契約種別では、月間の使用電力量が260キロワット時の場合、電気料金が8,032円から1万142円となり、2,110円の値上げとなることが見込まれております。

さらに、ガソリン等の価格高騰を抑制するために国が実施している燃料油価格激変緩和事業については、6月から段階的に縮減され、令和5年9月末までに終了する方針が示されたことから、村民の皆様のご暮らしや事業者の方々の経営に極めて大きな影響を与えるものと危惧しているところであります。

村といたしましては、急激な物価高騰から村民の生活を守るため、国の地方創生臨時交付金等を活用しながら、生活困窮世帯に対する緊急補助事業の実施やプレミアム商品券の拡充など、村民が必要とする生活支援施策をきめ細やかにしっかりと取り組んでまいります。

また、本村の基幹産業である農業につきましても、今般の原油価格の高騰や各種資材の価格高騰により、経営全般に大きな打撃を受けております。これまでも、臨時交付金等を活用しながら各種支援を行ってまいりましたが、今後も国・県等の動向を注視し、必要な支援策等について調査、検討を行ってまいりたいと考えております。

第6に、基幹産業である農林業の振興と商工業の振興についてであります。

全国的な農業全体の問題として、農業者の高齢化、後継者不足、そして、これらに伴う農業従事者の減少等が深刻であり、喫緊な大きな課題となっております。

村といたしましては、農業者が意欲とやりがいを持って農業に従事できるよう、中長期的な展望に立った農業者の育成、支援に取り組むとともに、引き続き関係機関と情報の共有を図り、連携した取組を行ってまいります。

本村における新規就農者については、ここ数年、少しずつではありますが、増加してきておりますので、営農推進協議会等を中心として、技術面、経済面での確実な支援を行いなが

ら、将来的に本村の中核的農業者である認定農業者へつながるよう、全力でバックアップしてまいりたいと考えております。

畜産業につきましては、導入牛育成支援事業をはじめとする各種助成事業等を活用しながら、継続した支援を行ってまいります。

林業につきましても、引き続き森林再生事業等に取り組み、継続的かつ計画的な森林整備を進めてまいります。

4月に発生しました降霜による凍霜害につきましては、中通りや会津地方を中心に、農作物に大きな被害をもたらしました。特に、須賀川市においては、リンゴやナシ、桃などに被害を受け、被害面積、被害額ともに大きなものとなっております。本村におきましても、一部の果樹農家が被害に見舞われましたが、その他につきましては、現時点において、大きな被害がない状況でございます。改めまして、被害に遭われた皆様方にお見舞い申し上げますとともに、樹勢回復に向けた技術支援など、関係機関と一体となった支援を行ってまいりたいと考えております。

商工業の振興につきましては、商工会との緊密な連携の下、各種事業に取り組んでいくとともに、補助金の交付などと併せた支援策を講じてまいります。

また、各企業などで深刻な問題となっている人手不足に対しましては、本村のみならず、広域的な課題でもありますので、関係機関、団体と連携した広域的な施策を講じていく必要があると考えております。本年度においては、企業側から要望があった、本村企業へ就職した方が本村の賃貸アパート等に居住した際に家賃の一部を助成する新たな制度を設け、支援するとともに、本村企業への就職と本村への定住を促していくこととしております。

第7に、豊かな自然や優れた文化、歴史、風土、食、そして観光交流施設などを活用した観光振興による交流人口、関係人口の拡大についてであります。

観光の振興につきましては、観光物産協会との連携の下、引き続き、村内の新たな観光資源の発掘やブラッシュアップ、観光資源のPR、さらには、物産振興を含めた村の魅力の情報発信や、イベントの開催を通しての情報発信と交流人口、関係人口の拡大を積極的に進めてまいります。

また、令和3年度に開設したたまかわ観光交流施設、森の駅y o d g eにつきましては、新型コロナウイルス感染症により、一時集客において苦戦も強いられましたが、地元と一体となった事業を根気強く展開し、提供する食事メニューの見直しやテントサウナの充実に努めた結果、感染症の落ち着きとともに、利用者や宿泊客が着実に増加しているところであり

ます。

今後も、新たな利用客獲得のため、本施設が持つ特有の自然を生かした体験コンテンツや、地元食材を用いて、専門のシェフが創意工夫をして作り上げた y o d g e オリジナル料理を提供し、本村の観光交流拠点として広く P R し、県内、国内の利用者はもとより、インバウンドによる利用者の獲得に向けて、積極的に取り組んでまいります。また、様々な参加プログラムのづくり手として、運営側に参加いただけるプログラムを提供することで、関係人口の創出、拡大にもつなげていきたいと考えております。

さらに、福島空港については、平成5年の開港以来、県民の空の玄関口として、人的交流や産業、経済交流のほか、東日本大震災時には防災拠点として物資の受入れを行うなど、極めて重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、平成11年度に利用者数75万人を記録して以降、東日本大震災の影響もあり、機体の小型化や定期路線の廃止、航空会社の撤退、そして新型コロナウイルスの感染症の影響などにより、令和2年度の利用者は、開港以来最少となる7万人にまで落ち込みました。その後は、関係機関や団体などの努力の成果により、令和4年度には13万人まで回復してきており、チャーター便の運航についても、需要の高まりが伸びてきております。

福島空港は、今年の3月に開港30周年を迎えました。これを記念いたしまして、県でも各種イベントを開催しておりますが、村としても、国内外の村民の翼をそれぞれ実施するなど、積極的に空港の利活用を進めることとしており、こういった各種のイベントを通して、改めて空港全体の活性化へ向けた機運を高めてまいりたいと考えております。

第8に、大規模プロジェクトの推進及び完遂であります。

現在、阿武隈川緊急治水対策プロジェクト、遊水地群整備計画への取組をはじめ、旧乙字亭を活用した複合型水辺施設を中心としたかわまちづくり事業、旧須釜中学校の校庭を活用した宅地造成事業、泉郷駅前の旧駒木根工業跡地の整備、活用による村の活性化や J R 水郡線の活性化、さらには、生活インフラの充実、強化に向けた上下水道の整備などの大きなプロジェクトが同時並行的に進行中であります。これらのプロジェクトを引き続きしっかりと推進し、最後まで完遂させることが私の使命であり、責務だと考えております。リーダーシップを発揮して、明確な方向性をしっかりと示しながら取り組んでまいります。

それでは、具体的取組について申し上げます。

まず、阿武隈川緊急治水対策プロジェクト、遊水地群整備計画への取組についてであります。

自然災害の頻発化や激甚化に対応するため、国土強靱化の一環である流域治水の考え方によるものでありまして、令和3年5月に国が計画を発表してから、これまで、地権者等への説明会が計6回行われており、周囲堤や囲繞堤の範囲、取付け道路や支川処理などの事業計画が示されました。本村には約120ヘクタールの遊水地が整備される計画となっております。

遊水地群整備計画に関しては、これまで、国・県に対し、様々な要望等を行ってまいりました。その結果、集団による宅地移転については、国が主体となって代替地を造成することや、バックウォーター対策、平時における利活用に向けた検討会の設置などの成果を上げているところであります。

今後は、遊水地により寸断される村道及び水路等と上下水道の整備や、遊水地外の内水処理について、さらに協議を行ってまいります。

また、今年の夏からは、国による、宅地、家屋や農業用ハウス等の移転に伴う用地協議が行われます。国の補償等に関しても、十分な補償があるのか、補償額で現在と同等の住宅や農業用ハウスが建てられるのか、農地についても、90ヘクタールの先祖伝来の優良な農地が失われ、多くの農家の方々が営農を縮小、廃止せざるを得なくなるなど、生活が変化してしまうことへの不安の声が寄せられております。

遊水地群の整備に伴う、本村農業に及ぼす影響については、今後の農業施策、推進方策、ひいては村づくりそのものにも大きな影響を及ぼすものでありますので、進捗状況を的確に把握しながら、必要なことを必要な時期に、期を逸することなく取り組むなど、村民の皆さんに寄り添って、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

村といたしましては、引き続き皆様の声を尊重し、寄り添いながら、村民の将来に遊水地事業がどうあるべきかをさらに検討し、国や県等、関係機関の必要な支援が受けられるよう、積極的に要望活動などを行ってまいります。

これまで、度重なる水害によって被害を被ってきた歴史からの抜本的な対策が図られることに、遊水地対策室を中心に、全庁を挙げて対応するとともに、村民の皆様のご意見をしっかりとお聴きした上で、国と協議を行い、連携すべきところは連携し、言うべきところはしっかりと言い、国と対峙してまいり覚悟で取り組んでまいります。

次に、複合型水辺施設の整備を中心としたかわまちづくり事業についてであります。

かわまちづくり事業につきましては、国土交通省との連携を図りながら、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり推進協議会や地元の皆様のご意見を十分にお聴きし、河川空間の整備や交流拠点としての整備を進めてきているところであり、予算におきましても、令和5年3月定例

会におきまして議決をいただいたことにより、施設の改修と運営事業について、先日、仮契約を締結したところであります。

なお、本契約については、本定例会に議案として提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後につきましては、施設の改修工事を年度内に完了し、令和6年度のオープンを目指しているところであり、完成後は、観光交流施設、森の駅y o d g eとともに、観光交流拠点施設として多くの方々にお越しいただき、楽しく過ごし、滞在時間を長くすることで、玉川村の魅力を広く発信し、交流人口、関係人口の拡大を図り、移住にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、旧須釜中学校校庭を活用した宅地造成事業の推進についてであります。

現在、敷地の地質調査業務及び測量設計業務を委託により進めておりますが、今後は、開発行為の申請を行い、許可になり次第、造成工事の入札を執行し、令和6年度中の完成を見込んでおります。

現在の計画については、約1万5,000平方メートルの敷地に約30区画程度の宅地を配置し、1区画当たりの面積を300平方メートルから450平方メートルとし、上下水道と消火栓、ゴミ集積所などを配置することとしております。

販売価格や販売方法等につきましては、造成に要する費用や近隣の販売価格、販売手法等を考慮しながら、引き続き調査、検討を行い、今年度中を目途に決定してまいりたいと考えております。

完成後は、移住・定住の受皿として、また、東部地区全体の活性化とにぎわい創出にもつながるものと大いに期待をしているところでございます。

次に、泉郷駅前整備によるにぎわいづくりと水郡線の活性化についてであります。

泉郷駅舎は、令和元年に改築され、通学、通勤等に利用されております。国道118号に面し、役場にも近く、村中心部の一等地であります。泉郷駅前の現状は、駐輪場と数台が止められる駐車場があるのみで、トイレや広い駐車場等は整備されておられません。通勤・通学者や観光客などの利用者のためにも、まずはトイレの整備について検討するなど、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

村といたしましては、玉川村の玄関口、村の顔でもある泉郷駅を中心に、駅周辺のにぎわいを創出するとともに、村全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

特に、駅に隣接している旧駒木根工業の跡地の再利用については、遊水地整備計画に伴い

家屋移転される方々の受皿の用地として、また、人口減少対策としての子育て世帯の住宅用地として、さらには、村商工会とタイアップしたにぎわい創出に向けた商業施設や公共施設の設置なども視野に入れながら、若者にも興味をもっていただき、「住みたいむら、住み続けたいむら」になるよう検討を進めてまいりたいと考えております。ひいては、そういう一つ一つの取組が水郡線の活性化にもつながるものと期待をしております。

今後、村民の皆様とワークショップ等を重ね、ご意見をお聴きしながら、柔軟な発想で、旧駒木根工業の跡地の利用等も含め、泉郷駅前活性化を推進してまいりたいと考えております。

次に、上下水道の整備等による生活インフラの充実、強化についてであります。

まず、上水道につきましては、水道未普及地域の解消に向けた取組を行い、令和3年度から四辻新田地区の水源地や浄水場、配水池の整備、管路布設工事を実施し、給水区域拡大や水道普及率の向上に取り組み、令和5年度中に一部区間について供用開始を予定しております。

また、村の地域防災計画で指定する避難施設である重要給水施設への老朽配水管の更新事業として、本年度は、村保健センター周辺の村道小-7号線や、たまかわ文化体育館へ接続している村道小-26号線の配水管を更新して、地震に強い耐震管への切替えを行い、安定した水道水の供給を継続してまいります。

次に、下水道につきましても、本年度中に玉川地区農業集落排水事業の処理場を完成させるとともに、国道118号の管路布設工事やその工事を横断する推進工、さらにはポンプ場の整備を行いながら、玉川地区農業集落排水事業推進員の皆様方と連携を密にして、情報の共有を図りながら事業を推進し、令和5年度中の一部供用開始を目指してまいります。

また、農業集落排水処理区域における接続率の低い地域に対しましては加入促進を図るとともに、区域から外れる地域については、合併処理浄化槽の積極的な普及促進を図ってまいります。

次に、道路整備についてであります。現在、継続事業として整備している村道中-16号線については、村の東西を結ぶ大変重要な路線となっており、今後、舗装工事を行い、今年度中の全線開通を目指してまいります。

さらに、現在、維持管理している道路、河川、水路等について、定期的な点検を実施し、舗装や橋梁の修繕、村が管理する準用河川の浚渫を行うなど、近年、頻発化、激甚化している台風や大雨等の自然災害に強いむらづくりを推進してまいります。

今後とも、村民の皆様の多様なニーズを踏まえ、様々な課題解決に挑戦し、選んでいただける村づくり、村民の皆様が満足し、誇りに思える、魅力的で活力ある、元気で豊かな玉川村を創造していくために、誠心誠意、全力で取り組んでまいります。

以上、申し述べました所信の実現のためにも、議会の皆様方をはじめ、村民の皆様からご指導をいただくとともに、行政区長さんや農業委員会、社会福祉協議会、商工会、JAなど、各種団体の方々の力強いご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、私の所信表明といたします。ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に対する国・県等の動きと本村の取組について説明をさせていただきます。

これまで、3年以上にわたり、村民の皆さまに感染拡大防止対策等の取組への協力をお願いする一方で、村内医療機関等の全面的な協力の下、対策の要であるワクチン接種を進めてまいりましたが、5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行し、落ち着きを見せつつあることから、これまで実施してきた新型インフルエンザ特措法に基づく感染拡大防止のための基本対策は、個人の判断により対応することとなりました。

今後、感染防止対策については、主観的な選択が尊重されますので、個人や事業主の判断に委ねることになりますが、5類感染症移行後も、ウイルスの病原性や感染力が変わるわけではありませんので、重症化リスクの高い方々を守るためにも、場面場面に応じたマスクの着用、手洗い、換気などの基本的な感染対策を引き続き推奨してまいります。

ワクチン接種については、令和6年3月末まで、引き続き自己負担なしで接種を受けることができますので、今年度も、村内医療機関のご協力をいただきながら、無料の集団接種等を継続実施するなど、接種を希望される方が安心して接種できるよう、接種機会を確保してまいります。

国及び県からは、医療提供体制、相談支援体制、高齢者施設への対応などに関する具体的な方針が示されておりますので、関係機関とも連携しながら必要な対策に取り組むとともに、学校や職場など、地域のあらゆる場面で、新型コロナウイルスと共存する新たな日常生活が始まりましたので、引き続き、村民の皆様が安全に安心して暮らせる、国や県の動向を注視し、情報の収集と必要な情報の提供を図ってまいります。

それでは、提出議案についてご説明を申し上げます。

議案第33号 令和5年度玉川村一般会計補正予算（第1号）につきましては、エネルギー

一・食料品価格等の影響を受けた生活者や事業者へのきめ細やかな支援を実施するため、国の地方創生臨時交付金等を活用しながら、物価高騰の負担が大きい低所得者世帯への負担の軽減を図る事業をはじめ、プレミアム商品券の拡充等により、消費下支えを通じた生活者支援などに要する経費について予算を計上いたしました。これによる一般会計補正予算の総額は4,638万円となり、本年度予算の累計は46億7,938万円となります。

また、特別会計につきましては、玉川村国民健康保険特別会計について、必要な補正額を計上いたしました。

その他の議案といたしましては、報告が専決処分の報告について及び令和4年度玉川村一般会計繰越明許費について、令和4年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書について、令和4年度玉川村農業集落排水事業会計予算繰越計算書についての4件、条例が玉川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例など2件、その他の議案が、仮称でございますが、複合型水辺施設の整備・運営事業「施工に関する契約」の締結についてなど15件で、いずれも村政執行上重要な案件であります。

提案いたしました議案の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

6月5日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(午前 10 時 44 分)